# 電子投票に関する一考察

小 倉 一 志

目 次

- 1. はじめに
- 2. 電子投票
- 導入に向けた動き
- (2) 電子投票のメリットとデメリット・その後の動き
- (3) 若干の検討
- 3. 結びに代えて

# 1. はじめに

わが国において初めて、民間企業であるインターネットイニシアチブ(IIJ)がインターネット接続サービスを開始(1993年(平成5年)11月)してから、20年が経過しようとしている。2003年(平成15年)までの前半の10年間は、前年比10パーセント以上のインターネット利用者数の伸びが見られ、加速度的に普及していったことから、この時期をわが国における(インターネット普及の)「成長期」と呼ぶことができる。これに対して、後半の10年間は、前年比一桁台へと(利用者数の伸びは)鈍化したが、ブロードバンドへの移行が進み<sup>1</sup>、2011年(平成23年)末現在の利用者数は9610万人・人口普及率は79.1%に達している<sup>2</sup>。また、インターネットに接続できる情報通信機器も多様化しており、パソコンに加えて、携帯電話・スマートフォン・タブレット型端末・家庭用ゲーム機・テレビなどによるアクセスも可能となっていることから、現在をわが国における(インターネット普及の)「成執期」と呼ぶことができる。

本稿は、電子投票の利用につき、わが国の過去・現在の状況分析を通じて、近未来への示唆を得ようとするものである。改めて指摘するまでもなく、インターネット(ないしICT³)は、「様々な情報を誰もが低コストで送受信できる」という特質を持つメディアであり、そこでの情報は送り手・受け手の「双方向」となるとともに、「効率的・効果的」な伝達が可能となっている⁴。そのため、インターネット(ないしICT)を電子投票に用いた場合には、選挙運動(ないし政治活動)の活性化・投票率の向上に役立つとともに、選挙に関わる様々なコストの低減も可能となることから、その活用が叫ばれてきたところである⁵。

#### 〈注〉

- 1 2011年(平成23年)末現在、3657万契約・世帯普及率68.3%となっている(総務省「ブロードバンドサービス等契約数の推移(4半期)」http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/data/gt010103.xls(last visited Feb. 5, 2013),総務省「ブロードバンドサービスに係る世帯普及率の全国順位」http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/hodo/h2404-06/images/0410a1006.pdf(last visited Feb. 5, 2013))。
- 2 総務省『平成24年度版 情報通信白書』(ぎょうせい・2012年) 35頁。また、世帯主年齢別の利用率 (2011年(平成23年)末現在)は、20歳代が99.5%、30歳代が99.0%、40歳代が98.2%、50歳代が94.7%となっている。60歳代以上の世帯は70.5%となっており(ただし、2009年(平成21年)末・2010年(平成22年)末の調査では、85.7%・86.6%となっていた)、この点に課題は残る(総務省「平成23年通信利用動向調査(世帯編)」http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR201100\_001.pdf (last visited Feb. 5, 2013))。
- 3 ICT (Information and Communications Technology) は「情報通信技術」と訳され、オープンなネットワークであるインターネットがその代表格である(岩崎正洋『eデモクラシーと電子投票』(日本経済評論社・2009年)10頁)。
- 4 拙著『サイバースペースと表現の自由』(尚学社・2007年) 4頁。

5 例えば、みんなの党が提出した「公職の選挙におけるインターネットの活用の 促進を図るための公職選挙法の一部を改正する等の法律案」((第180回国会) 参法 24号:2012年(平成24年) 6月15日)は、次のような内容を含むものであった(http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/182/pdf/t071820011820.pdf (last visited Feb. 5, 2013))。

2条(インターネットを利用する投票方法に関する検討)「政府は、情報化社会の一層の進展に鑑み、選挙人の利便の向上及びこれによる投票率の上昇並びに開票事務等の効率化及び迅速化を図るため公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法を導入するかどうかの判断に資するよう、当該投票方法を導入するとした場合に次に掲げる条件を満たすために講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後一年以内に、検討を加え、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- 一 投票の秘密が侵されないこと。
- 二 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できること。
- 三 選挙人が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の操作により公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては衆議院名簿届出政党等(公職選挙法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては公職の候補者たる参議院名簿登載者(同法第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。)又は参議院名簿届出政党等(同項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)。第七号において同じ。)のいずれを選択したかを、投票の管理を行う機関に対して送信し、当該機関の電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に記録することが正確かつ確実にできること。
- 四 投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかの確認をすることができること及び当該確認に係る個人情報の保護のためのその適正な取扱いが確保されること。

- 五 自宅その他の投票立会人のいない場所において選挙人がその自由な意思に よって投票をする環境が確保されること。
- 六 投票に係る情報システムについて、不正アクセス行為(不正アクセス行為 の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定 する不正アクセス行為をいう。)からの防御その他その安全が確保されること。
- 七 事故が発生した場合において、選挙人が公職の候補者のいずれを選択した かの記録が保護されること及び投票に係る情報システムが保全されること。
- 八 その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないこと。
- 2 前項の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるとき は、所要の措置が講ぜられるものとする。|

# 2. 電子投票

### (1) 導入に向けた動き

わが国で電子投票が最初に導入されたのは、(岡山県)新見市の市長選挙・ 市議会議員選挙(2002年(平成14年)6月23日)においてである<sup>1</sup>。それ以降、 電子投票は、10地方公共団体の地方選挙において、合計23回実施されている<sup>2</sup>。

ここでの電子投票とは、「電子機器利用による選挙システム研究会」(田中宗孝座長)報告書(2002年(平成14年)2月1日)3の3分類4を用いると、すべて第1段階に位置づけられるものである。同研究会は、「選挙事務の特殊性をも考慮しつつ選挙事務の更なる効率化を図るため、電子機器を利用した選挙システム」の研究を行うべく設置された(1999年(平成11年)7月30日)ものであるが、報告書においては、(電子投票の実現形態に応じて)「選挙人が指定された投票所において電子投票機5を用いて投票する段階」である第1段階、「指定された投票所以外の投票所においても投票できる段階」である第2段階、「投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階」である第3段階を区別した6上で、第1段階の電子投票を念頭に検討を行うものであった(報告書を取りまとめた田中宗孝教授は、「第1段階を出

発点として第3段階を目指して進むべきであることを意味しているものではない」 $^7$ とされ、なかでも、第3段階の導入については特に消極的な立場を取っていた $^8$ ため、第3段階を電子投票の理想型と捉えられる松井茂記教授により、「投票だけをコンピューターを利用して実施しただけで電子民主主義と呼ぶにはあまりに情けない。電子投票というためにはオンラインでの投票を認めるべきである $^{19}$ と批判された)。

また、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部:2000(平成12年)年7月7日設置)が発表した「e-Japan2002プログラム - 平成14年度 IT重点政策に関する基本方針」(2001年(平成13年)6月26日)<sup>10</sup>において、「地方選挙における電子投票(総務省)」の項目が初めて登場<sup>11</sup>し、「有権者の利便性の向上や開票の迅速化を図るため、地方公共団体の選挙における電子投票の試行を可能にするための取組を行う」ことになったほか、地方選挙において電子投票の実施を可能にする「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(いわゆる特例法)」<sup>12</sup>も施行(2002年(平成14年)2月1日)されたが、これも第1段階の電子投票のためのものであった。更に、その後の「e-Japan重点計画 - 2002」(2002年(平成14年)6月18日発表)<sup>13</sup>・「e-Japan重点計画 - 2003」(2003年(平成15年)8月8日発表)<sup>14</sup>・「e-Japan重点計画 - 2004」(2004年(平成16年)6月15日発表)<sup>15・16</sup>にも(第1段階における電子投票の)実施のための支援・普及の促進が掲げられている<sup>17</sup>。

# (2) 電子投票のメリットとデメリット・その後の動き

第1段階における電子投票を実施するメリットとしては、(有権者の側には) ①開票作業が迅速化することにより、速やかに投票結果を知ることができること、②誤記等の記入ミスがなくなり、自らの意思を正確に示せること、③(電子投票機の設計により)障害を持つ有権者も自力での投票がしやすくなること<sup>18</sup>、(行政の側には) ④(手作業による分類集計が不要となり)開票業務の長時間化の問題が解消すること。⑤人件費などの低減が期待できることなどが

挙げられている $^{19}$ 。しかしながら、最初の電子投票から10年を経た現在においても、普及の目処は立っていない。

現在指摘されているデメリット(阻害要因)としては、①電子投票機に対する信頼性の欠如、②実施コストが高いこと、③国政選挙に導入されていないことなどが挙げられているが、なかでも大きな問題を抱えているのが①である。電子投票機は機械であるが故に、様々なメリットを生み出してくれるが、それと同時にデメリット(故障・トラブル)も生じている $^{20\cdot21}$ 。もっとも、その多くは予備機に切り替えるなどの対応で事なきを得ているが、(岐阜県)可児市のように、電子投票機の故障・トラブルから選挙自体が無効とされた深刻なケース(名古屋高判平成17年(2005年)3月9日 $^{22}$ ・最決平成17年(2005年)7月8日 $^{23}$ ) $^{24}$ もある $^{25}$ 。

②も、地方公共団体にとって導入を躊躇させる(あるいは、撤退を決断させ る)要因となってきた<sup>26</sup>。当初より、「地方選挙電磁的記録投票補助金」によ る支援が(特例法20条の規定に基づき)なされており、同補助金が2004年(平 成16年)度をもって廃止された $^{27}$ 後も、特別交付税措置の対象とされているが、 地方公共団体の負担28は増加している29。また、地方公共団体からは③も指摘 され、この点に対応すべく、国政選挙への導入が国会において検討された。具 体的には、第166回国会(衆法47号:2007年(平成19年)6月12日)において 国政選挙への電子投票を可能にする「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最 高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(特例法改正案) | 30が(自 民党・公明党により)提出され<sup>31</sup>、衆議院で可決されたが、参議院の段階で民 主党<sup>32</sup>が投票記録を紙に印字して保存する投票確認用監査証跡紙(VVPAT; Voter Verified Paper Audit Trail) の導入を主張したため、継続審議になっ た33。その後、特例法改正案は審査未了(廃案)となったため、自民党選挙制 度調査会(村田吉隆会長)は、第45回衆議院議員総選挙(2009年(平成21年) 8月30日)から電子投票を実施できるよう特例法改正案の再提出を検討したが、 同党参議院側から電子投票機の信頼性を疑問視する声(①の指摘)が相次ぎ、

結局, 頓挫した34。

以上のように、電子投票のメリットよりもデメリットの方が強調され、また、デメリットを払拭できない状況が継続したため、国会議員の理解が得られないだけではなく、地方公共団体からも「そっぽを向かれ」てしまっている。新たに電子投票を導入したのは、(三重県)四日市市(2004年(平成16年)11月28日)が最後で、その2ヶ月前には、(埼玉県)和光市で市長が提出した条例案が市議会で否決される(9月28日)ことも起きた。更に、(福井県)鯖江市(2004年(平成16年)9月2日)・(広島県)広島市(2006年(平成18年)3月28日)・(神奈川県)海老名市(2010年(平成22年)12月19日)が条例を廃止し、(岐阜県)可児市(2006年(平成18年)3月23日)・(宮城県)白石市(2010年(平成22年)9月17日)・(三重県)四日市市(2011年(平成23年)3月31日)・(福島県)大玉村(2011年(平成23年)6月20日)は電子投票を休止している35。

### (3) 若干の検討

わが国で導入が試みられてきた電子投票とは、(言うまでもなく)第1段階の電子投票であったが、ここでは、第2段階・第3段階の電子投票についても併せて指摘を行う。

まず、第1段階の電子投票を(他の地方公共団体にも)普及させる $^{36}$ ためには、まずもって、電子投票機に対する信頼性を確保する(デメリットの①を払拭する)必要がある $^{37}$ 。電子投票機の故障の発生を極小化するとともに、故障した場合の投票記録の喪失を極小化する $^{38}$ ことは当然として、従来の紙による投票とは異なり、電子投票は不可視的な形で票が作成・処理されるものであるため、投開票の過程が「ブラックボックス」となっている(有権者Aが候補者Xに投票したとして、Aの票がXの得票となっているか事後的に検証する手段がない) $^{39\cdot40}$ ことへの対処が求められる。

この点につき、湯淺墾道教授は、アメリカでは直接記録 (DRE; direct recording electronic) 式電子投票機<sup>41・42</sup>に対して投票確認用監査証跡紙 (VVPAT)の装備を義務づける州法が(2006年中間選挙以降も)増加しており、

事後的に「得票の再計票(recount)」を行うことができない $^{43}$ 直接記録式電子投票機の使用を断念する方向にあることを指摘 $^{44}$ された上で,わが国でも「物理的証跡」を残す必要性を指摘されている $^{45\cdot 46}$ 。また,先に述べた特例法改正案に対する民主党の主張も同旨のものと思われる $^{47}$ 。

次に、第2段階の電子投票については、①同一選挙区内の任意の投票所での投票、②同一選挙における全選挙区内の任意の投票所での投票、③選挙の行われていない地域を含めた任意の投票所での投票が考えられる。この場合、投票可能な範囲が広がるに応じて、有権者の利便性も向上するが、それと同時に、選挙人名簿の情報・候補者情報などのネットワーク化 $^{48}$ にかかるコスト・投票所との回線敷設のためのコストやセキュリティ対策にかかるコストも増大する(更に、第2段階の電子投票も電子投票機を用いるものであるため、第1段階のメリット・デメリットはここでもあてはまる)。ゆえに導入を検討するのであれば、狭いエリアから(①から)となる $^{49}$ が、この場合には、有権者の利便性の向上につながりにくいことになる。

そして、第3段階の電子投票については、自宅等から個人所有のコンピュータによる投票が中心となるため、有権者が投票所に行く必要がなくなる(投票の容易性)ほか、第1段階等で挙げられていたメリットを有する。他方、導入に支障を来しうるデメリット(阻害要因)としては、①個人認証システムの構築 $^{50}$ 、②ネットワークのセキュリティの確保、③デジタルディバイド(情報格差)の解消 $^{51}$ 、④自由な意思による投票の確保 $^{52}$ 、⑤投票の秘密の確保 $^{53}$ の問題が指摘されており、更には、第1段階等と同様に、⑥投開票の過程が「ブラックボックス」となっている点 $^{54}$ もここに含まれよう。

その中でも、これまで特に問題視されてきたのは(デメリットの)②④である。前者については、第3段階の電子投票の場合、オープンなネットワーク(すなわち、インターネット)を利用することになるため、「サーバコンピュータへ侵入することにより、あるいはウイルスにより、投票データ消去、改竄、システム障害」55が引き起こされる危険性への対処が問題となる56・57。この点につき、必要とされるセキュリティの程度は、システム構築にかかるコストとの

バランシングによって決まるとし、セキュリティの問題を相対化しようとする 松本保美教授の主張<sup>58</sup>もあるが、金銭賠償・事後処罰により対処が可能である 電子商取引の場合と同様に論ずることはできないであろう<sup>59</sup>。

後者については、(従来型の)投票所による投票の場合、第三者の立ち会い(投票立会人の存在)により投票の自由が担保されるが、自宅等からの投票の場合、「有権者の意思が何らかの手段(買収、脅迫、圧力、監視など)によって制約される」<sup>60</sup>おそれがある。このおそれが払拭されない限り第3段階の電子投票は導入されるべきではないという意見が多いように思われる<sup>61</sup>が、その一方で松本教授は、「自分の意思を曲げて投票せざるをえない有権者の全有権者に対する比率を分析」し、その「比率が誤差の範囲内にあり、全体としての意思に影響しないとするならば、この問題は大きな問題では」ないとされる。しかしながら、「自分の意思を曲げて投票せざるをえない有権者」の数を割り出すことは困難であり、また、その数の割り出しが可能であるとしても、「自由意思による投票は民主主義の根幹」であるとの理解は、その数の極小化を要求しているはずである<sup>62・63</sup>。このように考えると第3段階の電子投票の導入は、少なくとも現段階においては難しいと言わざるを得ないであろう。

#### 〈注〉

1 わが国の電子投票は、銀行・郵便局等のATMと同様に、タッチパネル方式のディスプレーを指ないしタッチペンで触れて操作するものである。現在の公職選挙法46条は、「自書式」を原則とし、例外として、条例によって地方選挙を「記号式」とすることを可能にしている(公職選挙法46条の2)が、電子投票については、後述の特例法(3条・5条の規定)に基づき、条例(例えば、「新見市議会の議員及び新見市長の選挙における電磁的記録投票機による投票に関する条例」(2002年(平成14年)3月25日))によって地方選挙での実施を可能にしている。

新見市の電子投票については、岩崎正洋『電子投票』(日本経済評論社・2004年) 53頁以下、岩崎正洋『eデモクラシーと電子投票』(日本経済評論社・2009年) 119頁以下,出口和宏「『岡山県新見市における電子投票の実施について』の概要」選挙時報52巻5・6号1頁以下,村田拓司「これからどうなる,日本の電子投票のアクセシビリティー-全国初・新見市の電子投票に着目して」ジュリ1242号2頁以下,田中宗孝「電子投票システム導入の意義と課題-今後は地方選挙での実績の積み重ね」議会政治研究64号50頁以下,森源二「地方選挙における電子投票について-岡山県新見市で全国初の電子投票の実施」議会政治研究64号57頁以下,吉田彰「初の電子投票条例を制定した新見市議会」議会政治研究64号68頁以下,中島学「新見市における電子投票の概要について」選挙55巻10号4頁参照。

- 2 総務省「電子投票の実施状況」http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/news/touhyou/denjiteki/denjiteki03.html (last visited Feb. 5, 2013), 電子投票普及協業組合「電子投票実施『及び故障/障害』記録」http://evs-j.com/domestic\_implementation\_records (last visited Feb. 5, 2013)。
- 3 報告書については、「電子機器利用による選挙システム研究会報告書(1)」選挙時報51巻4号33頁以下、「電子機器利用による選挙システム研究会報告書(2)」選挙時報51巻5号29頁以下、「電子機器利用による選挙システム研究会報告書(3)」選挙時報51巻6号32頁以下にある。
- 4 ここでの3分類は、2000年のアメリカ大統領選挙前における各種報告書(典型 例として、ホワイトハウスの求めに応じて、全米科学財団が作成した報告書がある)の影響を強く受けたものであるとの指摘がある(湯淺墾道「アメリカにおける電子投票の近時の動向-AVVPATの導入を中心に」九国11巻1・2・3合併号24頁、湯淺墾道「各国の電子投票制度」九国14巻3号25頁)。
- 5 わが国で採用されてきた電子投票機には、スタンド・アローン方式・クライアント・サーバ(サーバ・クライアント)方式の2種類がある。わが国では前者の方式が一般的で、投票方向を記録した記録媒体(CFなど)が電子投票機の数に応じて作成される(正本・複本の2つ)ことから、その分、集計に手間がかるというデメリットがあるが、故障・トラブルが発生しても、予備機に切り替えることによって被害を最小限に食い止めることができるというメリットがある。後者の方式は、1つの投票所に1つの(投票)サーバ機が設置され、そこに投票方向の

記録が集められるものである。この方式のメリットは、1つの投票所の記録が最初から(正本・複本の2つの記録媒体(MOなど)に)まとめられていることから、集計がより容易になることである。デメリットしては、サーバ機に故障・トラブルが発生した場合には、その投票所での投票自体が難しくなってしまう点があげられる。クライアント・サーバ方式での電子投票は2度しか行われていないが、その2回が(選挙が無効とされた)可児市議会議員選挙、(選挙管理委員会に異議申出・審査申立がなされた)海老名市長選挙・市議会議員選挙であり、この方式のデメリットが際立ってしまった。

- 6 前掲「電子機器利用による選挙システム研究会報告書(1)」[注3] 36頁。
- 7 田中宗孝「選挙制度入門講座(12) 選挙58巻12号6頁。
- 8 田中・前掲「電子投票システム導入の意義と課題」[注1] 55-56頁,田中・上掲「選挙制度入門講座(12)」8頁。なお,田中教授は第2段階の導入につき,選挙人名簿・候補者情報・投票情報それぞれのネットワーク化・ネットワークのセキュリティ確保が必要であり,コストの問題を含めて解決しなければならない問題があるが,比較的低コストで実現可能な,同一市町村内の投票所を対象とするものから順次試みられてよいとされる。
- 9 松井茂記『インターネットの憲法学』(岩波書店・2002年) 333頁。
- 10 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai1/1siryou05\_2.html (last visited Feb. 5. 2013).
- 11 2005年 (平成17年) までに「世界最先端のIT国家となることを目指す」とした、「e-Japan戦略」(2001年 (平成13年) 1月22日決定) には、「電子政府の実現」の項目があるものの、電子投票制度に関する記述は見られない(岩崎・前掲『eデモクラシーと電子投票』[注1]77頁)。
- 12 特例法については、平川薫「地方選挙に電子投票を導入」時の法令1666号29頁以下、平川薫「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の概要について」Valiant227号9頁以下、平川薫「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」ジュリ1219号81頁以下参照。

- 13 「地方選挙における電磁的記録式投票の普及促進:2002年度から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票の実施について支援を行うことにより、その普及を図る。(総務省)」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/020618honbun.html (last visited Feb. 5, 2013).
- 14 「地方選挙における電子投票の普及促進(総務省): 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票(電子投票)について、2003年度以降も、実施しようとする地方公共団体に対する支援を引き続き行うことにより、その一層の普及を図る。」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030808honbun.pdf (last visited Feb. 5, 2013).
- 15 「地方選挙における電子投票の普及促進(総務省): 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票(電子投票)について、2004年度以降も、実施しようとする地方公共団体に対する支援を引き続き行うことにより、その一層の普及を図る。」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/040615honbun.pdf (last visited Feb. 5, 2013).
- 16 2005年(平成17年)以降の施策では、「地方選挙における電子投票の普及促進」という項目はなくなった(岩崎・前掲『eデモクラシーと電子投票』「注1]84頁)。
- 17 岩崎・前掲『電子投票』[注1] 8-9頁, 岩崎・上掲『e デモクラシーと電子 投票』80-84頁。
- 18 特例法は、障害者に対する代理投票 (7条1項・2項)・電子投票機の操作についての補助 (7条3項・4項) を定めているのみであり、条例レベルでアクセシビリティ (音声案内と専用キーボードによる操作など) に対する配慮がなされている (村田・前掲論文 [注1] 3頁、佐藤孝治「検証・全国初の電子投票 障害者の選挙参加容易に」毎日新聞2002年 (平成14年) 7月17日朝刊)。
- 19 吉田圭二「電子投票の現状と課題」選挙61巻11号10-11頁, 前掲「電子機器利用による選挙システム研究会報告書(1)」[注3] 41-42頁, 田中・前掲「電子投票システム導入の意義と課題」「注1] 53頁。
- 20 例えば、「午前7時の投票開始後、投票管理者(職員)が投票カード発券機の立ち上げを終えないうちに発券しようとしたため、投票カード発券機1台が使用で

きなくなった」「投票機が投票カードを読み取れない障害が起きた」(新見市の場合;岩崎・前掲『電子投票』([注1] 61-62頁)),「投票結果を記録する記録媒体(コンパクトフラッシュ)」2つのうち、「原本には記録されたが、複写には記録されないというエラー」が生じた(広島市安芸区の場合;上掲書87頁)、「投票機の異常を示す赤ランプが点灯し、投票機が投票を受け付けなくなった」「開票時の票数の食い違いも明らかになった」(可児市の場合;上掲書139頁・142頁)、「電子投票機とサーバーとの間の通信トラブルが発生した」「電子投票機が投票カードを読み込めなくなるトラブルも発生した」(海老名市の場合;上掲書170-171頁)などである。

- 21 デメリットの①を解消すべく、総務省は「電子投票システム調査検討会」(片木 淳座長)を設置し (2005年 (平成17年) 11月14日)、「電子投票システムの信頼性 向上に向けた方策の基本的方向」という報告書 (http://warp.ndl.go.jp/info: ndljp/pid/286922/www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/2006/pdf/060426\_1\_2. pdf (last visited Feb. 5, 2013))をまとめた (2006年 (平成18年) 3月)。この報告書では、電子投票システムの技術的条件の見直しと技術的条件の適合確認を第三者による認証制度として実施すべきことが謳われており、これを受けて、総務省は、技術的条件の見直しを行うとともに「電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要網」(http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061219\_7\_bt2.pdf (last visited Feb. 5, 2013))を定めた (2006年 (平成18年) 12月18日)。「従来、技術的条件への適合確認は、ベンダー (事業者) による自己検査や、実施自治体への納入時に選挙管理委員会の立会いによって行われる検査だけであった」が、「検査に必要な設備及び技術を有する民間調査機関に委託して適合確認を実施すること」になった (岩崎・前掲『e デモクラシーと電子投票』[注1] 113-116頁、吉田・前掲論文 [注19] 15頁)。
- 22 名古屋地判平成17年3月9日判時1914号54頁。判例評釈として、太田幸夫「可 児市議会議員選挙無効訴訟判決-電子投票による市議会議員選挙が無効とされた 事例 | 判タ1245号285頁がある。
- 23 最決平成17年7月8日判自276号35頁。判例評釈として、柳瀬昇「地方選挙にお

ける電子投票をめぐる訴訟 - 岐阜県可児市電子投票無効訴訟判例評釈」選挙研究 24巻2号74頁,諸岡慎介「いわゆる電子投票機を用いて行う投票により実施され た市議会議員選挙の無効原因」行政関係判例解説〈平成17年〉16頁がある。

24 [事実の概要] 可児市議会議員選挙(平成15年7月20日)が、特例法の規定に基づき、電子投票機(ただし、不在者投票・仮投票については、従来通りの「自書式」)により実施された。本件選挙は、午前7時より投票が開始されたが、午前8時半頃から午前9時半頃にかけて、投票機のサーバの過熱が原因とみられる異常が(最短の投票所で9分間・最長の投票所で1時間23分間;全29投票所の合計では15時間33分間)発生した。これらの時間においては、電子投票機が完全に停止した(1分間~4分間)ほか、投票機の動作が不安定となり、投票の記録に失敗したり、遅延したりした。また、これらの時間に投票所に来て待たされた有権者の中には、投票せずに帰った者もいた。

このような状況が発生したため、今回の選挙で落選した者を含む有権者15名は、本件選挙に不服があるとして、可児市選挙管理委員会に異議を申し出たが、異議申出の理由がないとして棄却する旨の決定がされた(平成15年8月4日)。更に、原告らは、岐阜県選挙管理委員会(本件被告)に審査申立を行ったが、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるとは認められないとして棄却する旨の裁決がされた。そのため、(有権者15名のうち2名を選定当事者として)本件裁決の取消しと、本件選挙の無効を求めて提訴した。

「判決要旨(名古屋高裁)〕

- (1) 特例法4条1項が定める条件の具備について
  - (a) 本件投票機に異常が発生したため、「投票の記録の遅延が発生し、最後まで投票できたことが選挙人並びに投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者の誰にも認識できないという出来事が起こり、確認できるだけでも9人の選挙人に対し、結果として二重投票をさせることになった」。また、「619回余分に投票を記録した」ため、本件投票機は、一時的とはいえ、特例法4条1項1号(「選挙人が1の選挙において2以上の投票を行うことを防止できるものであること」)が定める条件を具備していない状態にあったと認められる。

- (b) 本件投票機に異常が発生したため、「全29投票所おいて、最後まで投票できなかった投票カードが13枚発生し、また、投票の記録の失敗が97件発生した。」 更に、「一時的とはいえ、MOに記録された合計516個の投票の記録を削除した。」したがって、本件投票機は、一時的とはいえ、特例法4条1項4号(「電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること」)が定める条件を具備していない状態にあったと認められる。
- (c) 本件投票機に異常が発生したため、「一時的とはいえ、MOに記録された合計516個の投票の記録を削除した。」したがって、本件投票機は、一時的とはいえ、特例法4条1項5号(「予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを記録した電磁的記録媒体の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること」)が定める条件を具備していない状態にあったと認められる。
- (d) 「選挙は、選挙人が自らの意思で公職の候補者を選択することが重要であって、選挙人が投票したという認識がないのに投票が完了していたということや、選挙人が投票したと認識した投票記録以外の投票記録が採用されるということ、あるいは、合理的な時間内に投票が終了し、選挙人が投票機の異常等により投票を断念することがないようにするため必要な性能等が備えられていないことは、選挙の公正かつ適正な執行を妨げるものというべきである。」上記事実認定によると、本件投票機は、一時的とはいえ、特例法4条1項8号(「選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること」)が定める条件を具備していない状態にあったと認められる。
- (2) 可児市選挙管理委員会の選挙管理上の過誤について
  - (a) 投票カードは、投票用紙に替わるものであるから、「その管理及び送付については特に慎重に扱うことが求められ」るのであって、「可児市選管が投票カードの受渡し等に関する記録を作成しなかったことは、選挙管理上の過誤に該当する」。
  - (b) 「投票の完了が確認できない投票カード」「を所持している選挙人に対し新

たな投票カードを交付することは、その場の状況を考慮すると、必ずしも違法なものということはできない」が、「その場で投票の完了を確認することが可能な投票カードもあったのであるから、そのような確認をすることなく、投票カードを新たに発行することは、選挙管理上の過誤に該当する」。また、「投票カードを再交付する場合には、投票用紙の再交付に準じて、投票録にその経緯等を記載し、不正投票等が生じないようにするのが相当であったにもかかわらず、本件選挙においては、投票カードを再交付した経緯等について」記載していなかった。

- (c) 本件投票機に異常が発生した場合には、「投票管理者らは投票機の異常を短時間で解消し、投票機が正常に作動するようにするとともに、待機中の選挙人に対し、復旧に要する時間(待機時間)について情報を提供する等、投票に支障が生じないようにするため所要の措置をとるのが相当である」が、このような措置がとられなかったことは、管理上の過誤に該当する。
- (3) 選挙の結果に異動を及ぼす虞について

「本件選挙の最下位当選者の得票総数は1361票,次点者の得票総数は1326票であり、その差は35票である。」そして、「各投票所において本件選挙の結果に異動を及ぼす虞があると認められる票」は27票であることから、「投票をせずに帰った受付前の待機者のうち、再度投票(所)を訪れず、投票をしなかった者の票が、8票以上あれば、本件選挙の結果に異動を及ぼすことになる。」「投票をせずに帰ったと認められる多くの選挙人のうち、再度投票所を訪れ、投票を済ませて者も相当数いたと推認できる」が、「投票を済ませずに帰った選挙人の数は多数に上るのであって、選挙人の仕事や余暇の都合等により再度投票所を訪れて投票を済ませる時間が取れないということは十分あり得るところであるから、なお無視しえない数の多数の選挙人が、再度投票所を訪れることができず、投票をしなかったということも、これまた優に推認できる」。

したがって、「投票をせずに帰り、再度投票所を訪れることができなかったため、投票をしなかったと推測ないし認定できる選挙人9名を含む多数の者が、本件投票機に異常が発生したことにより、投票を断念せざるを得なかったと認

められる。

「以上のとおり、本件投票機が特例法4条1項1号、4号、5号及び8号の条件を一時的に具備していない状態にあったこと、及び可児市選管の選挙管理上の過誤により、最下位当選者の得票総数と次点者の得票総数が逆転する虞があり、本件選挙の結果に異動を及ぼす虞があると認められる。」「したがって、本件選挙は無効である。」

〔決定要旨(最高裁)〕上告理由の「その実質は事実誤認又は単なる法令違反を 主張するものであ」り、民訴法312条1項、2項の事由に該当しない。また、上告 受理申立ての理由は、「民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない」。

- 25 その他、選挙結果に不服があるとして、選挙管理委員会に異議申出・審査申立が行われたケースとしては、海老名市長選挙・市議会議員選挙(2003年(平成15年)11月9日)に対するもの(いずれも棄却)と白石市長選挙(2004年(平成16年)10月31日)に対するもの(いずれも棄却)がある。なお、前者については東京高等裁判所に選挙無効訴訟が提起され、市議会議員選挙(2004年(平成16年)7月21日)・市長選挙(8月17日)の両方につき棄却の判断がなされている(岩崎・前掲『eデモクラシーと電子投票』「注1]85-86頁)。
- 26 電子投票機を購入する場合には1台あたり約100万円、レンタルする場合でも約10万円かかる。1度の選挙で必要となる電子投票機の数は、地方公共団体により異なるが、町村では数十台、市であれば数百台から千台以上が必要になる(「〈もっと知りたい〉電子投票|北海道新聞2008年(平成20年)1月12日夕刊)。
- 27 地方6団体が提言した「国庫補助負担金等に関する改革案」(2004年(平成16年) 8月24日)において、税源移譲すべき国庫補助負担金の1つとして挙げられていたことから、廃止された(吉田・前掲論文[注19]15頁、宮川隆義「電子投票制-導入に向けた早期決着望む」朝日新聞2005年(平成17年)9月2日朝刊、岩崎・前掲『eデモクラシーと電子投票』[注1]101頁)。
- 28 例えば、四日市市(人口約30万人;2004年(平成16年))の場合、電子投票にかかった費用の総額が約4950万円。国から約2分の1の補助金を受け、人件費・印刷経費などで約600万円の節減があっても、「自書式」よりも2060万円程度多くかかり

(http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/secure/39184/4-3.pdf (last visited Feb. 5, 2013)), 白石市 (人口約14万人: 2010年 (平成22年)) の場合は,「機器のリース代や人件費などで計約2180万円。国から1147万円の交付税措置があり、開票時間短縮で人件費など約100万円の節減も見込まれるが」、「自書式」よりも1000万円程度多くかかる(「白石市電子投票休止へ」(http://mytown.asahi.com/miyagi/news.php?k\_id=04000001009080004)) とされていた。

なお、現在の特別交付税の算定額は、投票所経費と開票所経費の合計である。「投票所数に対して、規模に応じて4段階に分けられた投票所単価をかけた金額が投票所経費となる。投票所単価は、1投票所あたりの選挙時選挙人名簿登録者数が、1500人未満で29万円、1500人以上3000人未満で40万円、3000人以上4500人未満で57万円、4500人以上で74万円となっている。」「開票所経費は、開票所数に開票所単価をかけたものである。開票所単価は、一律45万円である」(岩崎・前掲『eデモクラシーと電子投票』「注1]101頁)。

- 29 海老名市(人口約12000人)の場合,電子投票導入時(2003年(平成15年))には約1100万円で済んだものが,約4000万円かかる(2010年(平成22年))としている。コストが上昇した理由の1つとして、当初より電子投票機事業に参入していた4社のうち、富士通・NTT東日本・東芝の3社が撤退し、現在は、電子投票普及協業組合(EVS)の独占状態となっていることが指摘されている(「海老名市が電子投票"完全撤退"、県内初の導入も…新規参入なくコスト増/神奈川」http://news.kanaloco.jp/localnews/article/1011140027/(last visited Feb. 5, 2013))。
- 30 http://www.shugiin.go.jp/itdb\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g16601047. htm (last visited Feb. 5, 2013).
- 31 「国政選挙も電子投票に 自公法案提出へ」北海道新聞2007年(平成19年) 6 月1日朝刊。
- 32 民主党は電子投票につきマニフェストに掲げたことはない。ただし、「民主党政 策集INDEX 2009」(http://archive.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/img/ INDEX2009.pdf (last visited Feb. 5, 2013)) には、「地方選挙においてのみ実施可 能となっているタッチパネルの電子投票機等を用いて投票する電子投票制度を、

国政選挙にも導入することを目指します。」「電子投票には選挙事務の効率化、選挙結果の公表の迅速化といったメリットがある一方で、投票データの改ざんや機器の不具合への懸念も示されています。そのため、導入に際しては、不正・事故防止のための措置を設けることを選挙管理委員会等に義務付けるなど必要な対策を合わせて講じます」との記述がある。

- 33 「国政選挙に電子投票」北海道新聞2008年(平成20年) 4月10日朝刊,北海道新聞・前掲記事[注26]。
- 34 湯淺墾道「電子投票法制の近時の動向」情報ネットワークローレビュー10号145 頁、「電子投票導入 参院に反対論|北海道新聞2009年(平成21年)2月13日朝刊。
- 35 現在も電子投票を実施しているのは、(岡山県)新見市・(青森県) 六戸町・(京都府) 京都市(上京区・東山区のみ) である。
- 36 「先進国で電子投票の導入が停滞しているのに対して、インド、ブラジル、フィリピンなどの多くの人口を抱える国々で電子投票が導入されるようになっている」ことにつき、湯淺墾道教授は、「発展途上国においてはもともと選挙管理自体に多くの問題がありそれが電子投票の導入によって解消される面が多いのに対して、先進国では相当程度に公正な選挙管理が行われているので電子投票を導入してもさらに選挙管理の精度を上げることは難しく、障害が発生したりするとかえって有権者からの信頼感を損なうというのが一因」と分析されている(湯淺・前掲「電子投票法制の近時の動向」「注34」135頁・148頁)。
- 37 デメリットの②③への対処は、政策的な問題に過ぎないと思われる。
- 38 従来の技術状況を前提にすると、クライアント・サーバ方式を否定すべきかに ついては一先ず置くとしても、故障・トラブルが発生したとしても「被害を最小 限度に抑えることができる」(岩崎・前掲『eデモクラシーと電子投票』[注1] 103頁、更に、清水大資「電子投票導入上の諸課題(4)-東京都電子投票制度検討研 究会における議論から」選挙時報51巻11号40-41頁参照) スタンド・アローン方式 が好ましいと言えよう。
- 39 湯淺・前掲「アメリカにおける電子投票の近時の動向」「注4]50頁。
- 40 「2004年の米大統領選挙で、初めてタッチパネル方式が導入された州では、選

挙前から『手作業による確認作業ができない』と地元議員が訴訟を起こしたり、選挙管理責任者が手元に具体的な投票の証拠が残らないと不安を訴えたりしたのだった。この大統領選後も、タッチパネル方式での電子投票を導入した全米各地で、機器に重大な欠陥があって、不正が行われたのではないかという疑念が噴出した。中には、タッチパネルを納入した会社がブッシュ支持の後援会を運営していたため、タッチパネルには、最初からブッシュに有利な設定が施されていたのではないかという疑いが出てきて、訴訟沙汰にまで発展している」(三浦博史『ネット革命-日本の政治は劇的に変わる』(PHP研究所・2010年)216-217頁)。

「韓国では、選挙における電子機器の使用は不正操作を招きやすいという印象を持っている人も多く、たとえば1992年の大統領選挙では金大中候補が落選したが、このときに票の集計をコンピュータで行ったため、金大中候補の支持者からはコンピュータで不正集計を行ったと批難されたという」(湯淺墾道「韓国の電子投票」九州国際大学社会文化研究所紀要59号92頁、注22)。

- 41 1990年代からカリフォルニア州 (の一部) などで使用が始まった。なお、直接記録 (DRE) 式電子投票機とは、「『機械式または電子光学的装置により示され投票者が作動させることができる投票の表示を記録するものであって、データをコンピュータ・プログラムにより処理し、投票データおよび投票用紙の画像を内部のメモリ装置に記録するもの』であり、『ハードコピー形式による投票データの一覧表を作成するか、リムーバブル・メモリ装置に保存するもの』のことをいい、『有権者がその選択をタッチスクリーン、プッシュボタンその他の手段を用いて直接電子的保存媒体に入力し、投票用紙がないもの』」と定義されている(湯淺・前掲「アメリカにおける電子投票の近時の動向|「注4]38-39頁)。
- 42 2000年大統領選挙の混乱の原因が旧式の投票機(特に、パンチカード式)にあったことから、連邦議会も投票機を刷新するための補助金を州に交付することなどを定めたHelp America Vote Act of 2002 (HAVA)を制定し、電子投票機への移行が更に進むかに思われた。しかし、投票確認用監査証跡紙(VVPAT)の装備にはコストがかさみ、また、(直接記録(DRE)式電子投票機のソースコードがインターネット上に流失した結果)ソースコードに重大な脆弱性の存在が明らかになった

ため、電子投票機自体が信頼を失うことになった。2008年大統領選挙では、登録済み有権者数の56.17%がマークシート投票用紙(に投票方向をマークし、それを光学スキャナで読み取る方式)による投票が一番多く、次いで、電子投票機による投票が(登録済み有権者数の)32.63%となっている(湯淺・前掲「電子投票法制の近時の動向」[注34] 140頁、更に、HAVAにつき、梅田久枝「2002年アメリカ投票支援法の実施状況 – 電子投票制度導入問題を中心に」外法231号152頁以下参照)。

- 43 例えば、2006年11月に実施された(連邦)下院議員選挙フロリダ州第13選挙区において、直接記録(DRE)式電子投票機による投票が行われた結果、24万票のうち、2万1千票の白票が発生した。ここでの「再計票」では、他の方式による投票のように1票ずつ点検することは不可能であった(湯淺墾道「2008年アメリカ大統領選挙と電子投票」九国16巻1号110-111頁)。
- 44 湯淺·上揭論文92-97頁。
- 45 「現在用いられている直接記録式電子投票機による投票記録は、その特性上、事後の正確な検証が困難である。選挙の公正の確保、選挙権の行使の実効的保障という観点からは、検証可能な物理的監査証跡の導入も検討すべきである」(湯淺墾道「電子投票の諸問題」判タ1169号118頁)。更に、湯淺墾道「アメリカの電子投票におけるVVPATの現状と課題」情報ネットワークローレビュー6号179頁、湯淺・前掲「アメリカにおける電子投票の近時の動向」「注4〕51頁。
- 46 この点につき、湯淺教授は、「わが国の電子投票機のログは選挙人が投票機を操作した履歴を残すのみであって誰に投票したのかの情報は記録されておらず、そのログの一部が滅失する事例があるなど、有権者の投票の検証には役立っていない」ことから、「物理的証跡」を残す必要があるとされる(湯淺・上掲「電子投票の諸問題」124頁)。その一方で、可児市電子投票選挙無効訴訟名古屋高裁判決のように、「ログには投票結果(投票した候補者名)は含まれて」いないが、「カード番号で追跡すれば、投票カード発行時間、投票時間及び投票データを特定することが可能」(ただし、投票データは暗号化されている)(判時1914号71頁)であれば、「ログを保存することで足るという考え方」もできるのかもしれない。

- 47 ドイツ連邦憲法裁判所では、選挙人の票が電子的記憶装置にのみ記録され、「投じられた票が歪曲されることなく投票装置によって記録されたかどうかを検証することができな」い投票装置の使用は、基本法(20条1項・2項と関連して38条)より導かれる選挙の公開の原則に違反すると判断しており(2009年3月3日)、同年9月の総選挙は、電子投票装置を用いずに、従来からの方式で実施された(山口和人「海外法律情報 ドイツー連邦議会議員総選挙における電子投票装置の使用に違憲判決」ジュリ1378号167頁)。
- 48 セキュリティの観点から、クローズドなネットワーク(具体的には、総合行政ネットワーク(LGWAN)など)の使用を想定しているようである(前掲「電子機器利用による選挙システム研究会報告書(1)」[注3] 36頁)。
- 49 「東京都電子投票制度検討研究会」(橋本剛座長)報告書(2002年(平成14年)3月)では、「二重投票防止の観点からのシステムの安全面や、費用面での検証が必要であるが、投票可能な投票所の拡大の範囲を同一区市町村内に限定すれば、すでに投票管理システムの導入が進んでいることでもあり、実務面での条件は整備されつつある」(同36頁;http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/topics/20020416.pdf(last visited Feb. 5, 2013))となっており、田中教授も「第2段階については、技術面及び選挙管理の実務面において可能な範囲から、段階的な実施が試みられてよい」とされる(田中・前掲「選挙制度入門講座(12)」「注7]8頁)。
- 50 アリゾナ州民主党大統領予備選挙 (2000年3月) のように、郵送されたインターネット投票用の個人識別番号 (PIN; personal identification number) とともに、事前登録した本人確認のための質問 (生年月日や社会保障番号など) をウェブサイトで入力する方式の場合、「なりすまし投票 (詐偽投票)」が生じるおそれがある (郵送ではなく、電子メールでの通知であれば、その危険性は更に増大する (柳瀬昇「情報通信技術の発達と投票システム改革の可能性 2000年アリゾナ州民主党大統領予備選挙におけるインターネット投票をめぐる法的・政治的議論を通じて」法学政治学論究〔慶應義塾大学〕61号333-334頁・342頁))。この点につき、第3段階の電子投票を世界で唯一実施しているエストニアでは、「ICチップ付きIDカード(身分証明書)」(このIDカードにより電子署名を行うことが可能)が使用

されており(湯淺墾道「第3段階の電子投票と法制度-エストニアの事例を中心に」情報ネットワークローレビュー9巻2号71-72頁, 湯淺・前掲「電子投票法制の近時の動向」[注34] 141頁), バイオメトリクス情報(掌の静脈パターンなど)を事前に登録した「ICチップ付き選挙人カード」が本人確認には有用であるとの指摘もある(水野正「電子投票とバイオメトリクス認証」日法71巻3号85頁)。

- 51 多くの国民がコンピュータを所有し、インターネット環境の下にあるといって も、すべての有権者が自宅等からコンピュータにより投票できる状況には程遠い ように思われる。エストニアにおいても「投票所における紙の投票用紙による投票」 はそのまま存置されている(湯淺・上掲「第3段階の電子投票と法制度 | 74頁)。
- 52 エストニアにおいても、インターネットによる投票は「強要や買収が行われる 蓋然性が高」いと考えられてきた。しかし、最高裁判所は、「仮に選挙人が何者か に強要されて電子投票を行わなければならなかったとしても、その選挙人は電子 投票または紙の投票によって再度投票し強要された投票を変更することが可能で あるから、投票の自由を絶対的に侵されるということはない」と判示し、再投票 の制度を(投票に対する)強要・買収の蓋然性を低下させる「安全弁」とみなしている(湯淺・上掲論文80-81頁)。松本保美教授も「携帯電話やPHSから投票ができるようになると、有権者はいつでもどこからでも投票できるので、このような投票(自分の意思に基づかない投票を指す 筆者)が発生する可能性はかなり 低くなります。この場合、システム的には投票の変更ややり直しを認める工夫が必要になるでしょうが、技術的には問題ありません」と主張され、同様の理解に立たれている(松本保美『理論とテクノロジーに裏付けられた新しい選挙制度』(木 鐸社・2003年) 171頁、注11)。
- 53 エストニアにおける「二重封筒」方式が、ここでの問題を対処する参考になるように思われる。この方式は、「投票方向は『内側の封筒』データとして暗号化し、さらに、『外側の封筒』に入れて電子署名するという技術的方式によって、誰が投票したのかについて把握できるようにする一方で、選挙人の投票方向が秘密になるように配慮するものである」(湯淺・上掲論文70頁)。また、コンピュータに投票方向を含むデータが残っている場合、それが外部に漏れることも考えられるが、

- それを避けるには、当該データをソフトウェアによって自動的に消去する方法もあるように思われる(松本・上掲書131頁)。
- 54 投開票の過程をソフト・ハードの両面で公開した場合には、その公開した情報から脆弱性を突かれるおそれがある。しかし、そのことを理由として公開しないのであれば、投開票の過程は「ブラックボックス」の状態のままである。結局の所は、第三者機関による検査・認証制度の導入が、現実的な対処方法となるように思われる。
- 55 水野・前掲論文 [注50] 98頁。
- 56 「個人のインターネット端末が利用されれば、それが『トロイの木馬』やコンピュータウイルス等の不正プログラムに罹患していたために、選挙人の意思どおりに正しく投票できなかったり、あるいは、投票システム全体に悪影響が及ぶ危険性もある。」「電子ネットワークの機能を麻痺させることを目的に、サーバーに対して処理能力を超える多数の要求を行うという、いわゆる『DoS (Denial of Service)攻撃』を受ける危険性もある」(柳瀬・前掲「情報通信技術の発達と投票システム改革の可能性」「注50] 343頁)。
- 57 更に、岩崎・前掲『eデモクラシーと電子投票』[注1] 95頁、前掲「電子機器 利用による選挙システム研究会報告書(1)」[注3] 39-40頁も同様の立場に立つ。
- 58 「投票内容の秘密が守られ、集計結果が不正に変更されないシステムであることに越したことはありませんが、これはコンピュータ化された投票システムを実現するための費用とこのシステムのもつ信頼性とのバランスの問題です。いずれにしても、ここで論じている問題は専用回線にしたからと言って完全に防げる問題ではありません。結局、この問題は社会がどの程度のセキュリティでよしとするかにかかっていると言えましょう」(松本・前掲書 [注52] 115-116頁)。
- 59 選挙権とは、「国民主権を宣言する憲法の下において」「最も重要な基本的権利の1」つである(最大判昭和30年2月9日刑集9巻2号217頁)、「国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなすものであ」る(最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁)とした判例の文言を想起すべきである。

- 60 田中·前掲「選挙制度入門講座(12)|「注7] 8頁。
- 61 「選挙制度上,これ(買収、脅迫などによって有権者の意思が制約されることを指す-筆者)を防止する方策を講じることはおそらく不可能であろう。人気投票や世論調査ならばともかくとして、公職者の選挙である以上、この問題が解決されない限り、第3段階が実現されることはあってはならないと考える」(田中・上掲論文8頁)。更に、岩崎・前掲『eデモクラシーと電子投票』[注1]95-96頁、水野・前掲論文[注50]99-100頁、柳瀬・前掲「情報通信技術の発達と投票システム改革の可能性」[注50]345頁。
- 62 わが国では、郵便による投票が、重度身体障害者・戦傷病者及び要介護者(公職選挙法49条2項)や国外にいる日本国民(公職選挙法49条の2)に認められている。これらの郵便投票は自宅等において投票が可能になるという意味で、第3段階における電子投票と同様に、個人の認証(デメリットの①)や自由な意思による投票(デメリットの④)が問題となる。しかしながら、郵便投票制度は「やむにやまれぬ」事情を持つ、数的にも少数の有権者に対して選挙権の行使を実効化するものとして正当化できるだろう。
- 63 これに対してアメリカでは、連邦レベルの選挙(大統領・上院議員・下院議員 などの選挙)であっても、選挙制度の策定・投票方法の決定・選挙の執行は原則、 州の権限と考えられている。そのため、身体的理由等により投票所へ行くことができない有権者のみならず、それ以外の有権者に対しても広く郵便投票を認めている州もある。その中でも、オレゴン州は原則として、すべての選挙を郵便投票で行っており、本人確認は有権者登録を行った時のサインとの照合によるという。このような場合には、個人認証(デメリットの①)・自由意思による投票(デメリットの④)の問題などは、経費節減の目的の下、緩やかに解されることになるのであろう。

# 3. 結びに代えて

ここでは(本稿の)結びに代えて、電子投票の(近未来の)あるべき姿について簡単な指摘を行うことにしたい。

電子投票について、選挙における投票方式をどのようなものとするかについては、憲法47条が「選挙の方法」を法律事項としていることから、立法裁量に委ねられる部分が大きいことになるが、少なくとも、「(有権者の)自由な意思による投票」¹が「正確に選挙の結果に反映される」²方式ではなければならない。電子投票についても、リアルスペースにおける選挙運動と同様に、国会議員の心理的なブレーキ(国会議員(の側)からすれば、有権者に自分の名前を覚えてもらって、投票用紙に「自書」³してもらうのが選挙運動(ないし政治活動)であるとの意識が強く、記号式・ディスプレーをタッチする方式への移行には心理的な抵抗があること)⁴の存在が指摘されており、そのことは、電子投票の導入・実施にマイナスの影響を与えていると思われるが、政府の更なる財政的支援と電子投票システムに関する技術の発達・選挙実務の工夫⁵により、第1段階・第2段階の電子投票は実現可能である。しかし、第3段階の電子投票については、「(有権者の)自由な意思による投票」の確保などクリアーしなければならない問題が残るであるう6。

この点、アメリカでは電子投票の導入・実施を積極的に推し進めてきたにもかかわらず、マークシート投票用紙(に投票方向をマークし、それを光学スキャナで読み取る方式)による投票へ変更する所が増えており、その他の先進国でも第1段階の電子投票の実施は足踏み状態のようである。このような状況を考えると、わが国でも電子投票を推し進めるのではなく、開票業務の簡素化が可能となるマークシート投票用紙を採用する(わが国の「記号」式投票も所定欄に○を記入するもの(公職選挙法46条の2)であるため、同様の処理が可能であろう $^7$ )のも現実的な選択なのかもしれない $^8$ 。

〈注〉

- 1 近代選挙法の原則の1つである秘密投票(制)は、「有権者の自由な意思に基づく投票を確保する」ことを目的とし、「誰に投票したのかを明らかにする公開投票制のもとでは、社会的に弱い立場にある者が投票の前と後を通じて他からの脅威を受け自由な意思の表明ができなくなるという経験に基づき、現在どこの国の選挙法においても採用されている」原則である(伊藤正己『憲法〔第3版〕』(弘文堂・1995年)117頁、佐藤幸治『憲法〔第3版〕』(青林書院・1995年)112頁)。日本国憲法では15条4項に規定されている。
- 2 この点につき、湯淺墾道教授は、「選挙の公正の重要性はいまさら論ずるまでもない。『普通選挙の原則を実効的に確保し、選挙権の行使までを保障するという問題次元で議論』するという観点からは、有権者の投票を公正に選挙の結果に反映する制度を確立することは自明の理として要請される。逆に、有権者の投票が公正に選挙の結果に反映されない選挙制度を採用することは、許容されない」(湯淺墾道「電子投票の諸問題」判タ1169号123頁)とされる。また、「選挙とは選挙人の自由な意思の反映によって選挙の結果が得られることとなるわけであるので、選挙人の自由な意思をどのように保障していくのか、その意思が選挙結果に的確かつ適正に反映されることをどう保障していくかが重要なことになる」との指摘もある(東尾正・石川善朗『公職選挙法』(ぎょうせい・1992年)2頁)。
- 3 自書式投票制は2003年にフィリピンが廃止したため、世界で実施しているのはわが国だけになった(宮川隆義「電子投票制 導入に向けた早期決着望む」朝日新聞2005年(平成17年)9月2日朝刊)。1889年(明治22年)の衆議院議員選挙法では「自書式」かつ「記名式(有権者の氏名・住所を記載の上、押印する方式)」が採用されたが、1900年(明治33年)の法改正により「無記名式」に変更され、現在と同様の方式となった。この方式は、「国民が単一の言語を使用しているという事情や国民の高い識字率に支えられて定着したもの」であると言われている(田中宗孝「電子投票システム導入の意義と課題 今後は地方選挙での実績の積み重ね」議会政治研究64号50頁)。

- 4 1994年(平成6年)に施行された公職選挙法改正法は、衆議院の選挙制度を中選挙区制から小選挙区比例代表並立制へと改めたが、それと同時に小選挙区の投票方法を「記号式」に変更するものであった。しかし、翌年には、自民党の主張により、「記号式」の投票は1度も実施されないまま「自書式」に戻されたのであるが、この点につき、田中宗孝教授は、「政治家の『自書式投票』への愛着とその廃止に対する抵抗感には相当強いものがあるのではないかという印象を残した」とされている(田中・上掲論文51頁、更に、岩崎正洋『eデモクラシーと電子投票』(日本経済評論社・2009年)122頁参照)。
- 5 例えば、総務省は、電子投票を行う上でのノウハウを集約した「電子投票導入の手引き」(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/news/touhyou/denjiteki/denjiteki02.html (last visited Mar. 4, 2013)) の作成によって、地方公共団体の負担軽減・トラブルの回避を図っている。
- 6 第3段階の電子投票が実現した場合には、数年に1度の選挙だけではなく、日々 生じる政治的イシューにつき毎日のように有権者が賛成・反対の意思表示を行う (このような状況はdaily votingと呼ばれる) ことも極端な例ではあるが可能とな る (大田貴昭「インターネットと民主主義 - 政治的代表および政治的決定の質的 変容をめぐって」早稲田政治公法研究82号47頁)。従来は,第3段階の電子投票(の 実現)の先には電子的な直接民主主義(の実現)がある(湯淺墾道「アメリカに おける電子投票の近時の動向-AVVPATの導入を中心に」九国11巻1・2・3合 併号24頁)と考えられ、そのことへの期待が高まっていたが、最近では、熟議・ 討議 (deliberative) 民主主義の観点から、電子投票ないし電子的な直接民主主義 について消極的な評価もなされるようになっている。つまり、電子投票ないし電 子的な直接民主主義が可能になると、熟議・討議が不十分なままに安易な形での 意思決定が行われるようになり、そのような状況の創出は好ましくないとの主張 がなされているのである(柳瀬昇「情報通信技術の発達と投票システム改革の可 能性-2000年アリゾナ州民主党大統領予備選挙におけるインターネット投票をめ ぐる法的・政治的議論を通じて | 法学政治学論究 「慶應義塾大学 ] 61号346-347頁. 大田・上掲論文55-56頁)。

- 7 「電子機器利用による選挙システム研究会報告書(3)」選挙時報51巻6号39頁。
- 8 本稿は、全国憲法研究会・春季研究集会予備研究会(2013年(平成25年)3月30日)の報告のために用意したものの一部である(報告タイトルは、「政治過程におけるインターネットの利用~わが国の過去・現在・近未来~」)。当日は、インターネットの選挙運動について重点的に報告したが、その点については、『憲法問題25』(三省堂・2014年)に掲載されることになったため、本稿では重複を避け、電子投票に関する部分のみを抜粋した。ご寛恕いただければ幸いである。